

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ほくりくみらい基金(以下、当財団という。)の定款第34条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1)代表理事として当財団を代表し、その業務を執行する。
- (2)理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3)毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(業務執行理事)

第5条 業務執行理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1)当財団の業務を分担執行する。
 - (2)毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって代表理事の職務を代行する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和6年9月11日から施行する。(令和6年9月11日理事会議決)

(別表) 理事の職務権限

決裁事項		
項目	決裁権者	
	代表理事	業務執行理事
事業計画及び予算の案作成に関すること	○	
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
出張に関すること	○	
契約の締結	○	
契約の金額の範囲内の支出		○
法人の諸規程・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出(旅費交通費等)		○
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出	○	
冠基金の設置に関すること	○	
テーマ別基金の設置に関すること	○	
助成要項の作成と決定に関すること	○	
助成金交付決定に関すること	○	
助成金の交付に関する事で、すでに助成金交付決裁後の助成金交付(随時交付など)に関すること		○
特に重要な事業の実施に関すること	○	
その他の事業の実施に関すること		○
職員の教育・研修に関すること		○
渉外に関すること		○

福利厚生に関すること	<input type="radio"/>	
当財団が行う寄付に関すること	<input type="radio"/>	
特に重要な寄付の受入に関すること	<input type="radio"/>	
訴訟に関すること	<input type="radio"/>	
外部に対する文書発簡(特に重要なもの)	<input type="radio"/>	
外部に対する文書発簡(特に重要なもの以外のもの、または決裁後に随時発簡するもの)		<input type="radio"/>